

「いしかわ子どもの権利基本条例案（骨子）」について

1 趣旨

- 子どもの権利について、国では、平成6年に「児童の権利に関する条約」を批准し、令和5年4月に「こども基本法」を施行
- 児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーの問題など、近年、子どもの権利を取り巻く状況が深刻化する中であって、全ての子どもが、その権利が尊重され、自立した個人として健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送るための拠り所となる条例を制定

2 条例に盛り込む主な事項

（１）基本理念

子どもの権利の保障は、子どもを含めた全ての県民が、子どもの権利について理解を深め、子どもが自らに自信と誇りを持ち、生まれながらの能力を培い成長することができる環境を整備することを基本理念として行う

→子どもの権利：「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」

（２）責務及び役割

・ 県の責務

国、市町等と連携・協力し、子どもの権利に関する施策を策定・実施する

・ 市町の責務

国、県と連携し、子どもの権利に関する施策の推進に努める

・ 保護者の役割

子どもの自立心の育成、心身の調和のとれた発達等を図るよう努める

・ 学校・児童福祉施設等の役割

子どもが権利の理解を深めることができるよう支援に努める

・ 事業者の役割

従業員が子どもと接する時間を確保できるよう雇用環境整備に努める

・ 子ども・子育て支援団体の役割

子ども・子育ての支援、国・県・市町の施策への協力に努める

・ 県民の役割

子どもの権利の理解を深め、国・県・市町の施策への協力に努める

(3) 県が取り組む施策の基本事項

① 意見表明・社会参加の促進

子どもが意見表明し、社会参加することができるよう、
必要な環境の整備を図る

② 意見の施策への反映

子どもに関する施策の策定等に、子ども等の意見を反映させるため、
必要な措置を講ずる

③ 広報啓発

県民が子どもの権利に関して意識を高め、理解を深めるため、
広報等を行う

④ 相談体制の充実

子どもの権利の擁護を図るため、子どもからの相談体制の充実を図る

⑤ 権利擁護

子どもの権利侵害等があった場合、専門的知見に基づき、
必要な措置を講ずる

⑥ 推進体制の整備等

子どもの権利に関する施策を推進するため、体制整備等
必要な措置を講ずる

3 制定スケジュール

パブリックコメント（7月25日～8月25日）を経て、
9月議会に提案予定